

## 平成19年度農薬適正使用アドバイザー育成研修及び認定試験実施計画

- 1 研修及び試験の区分 農薬適正使用アドバイザー育成研修及び認定試験
- 2 研修及び試験の期日 (1) 育成研修 平成20年 2月28日 (木) 午前10:00～午後4:20  
2月29日 (金) 午前10:00～午後4:20  
(2) 認定試験 平成20年 3月5日 (水) 午前10:00～午前11:45
- 3 研修及び試験の場所  
(1) 育成研修 茨城県庁9階講堂 (水戸市笠原町978-6)  
(2) 認定試験 茨城県庁11階1102・1103会議室, 1106・1107会議室 (水戸市笠原町978-6) ※  
[※注…認定試験の会場については、都合により変更する場合があります。]
- 4 受講及び受験資格  
次のいずれかに該当する満20歳以上の者。  
ア 茨城県内に所在する農業協同組合に所属する営農指導員  
イ 茨城県内に所在する農薬販売業者に勤務し、かつ農薬の販売に現に従事する者  
ウ 茨城県内に所在する防除業者の営業所に勤務し、かつ農薬を用いた防除に現に従事する者  
エ 茨城県内に住所を有し農業生産に農薬を使用する者  
オ その他、知事が認めた者
- 5 研修・試験科目及び内容  
別紙のとおりとする (詳細な日程については申請書受付後送付予定)。
- 6 受講及び受験手続  
受講及び受験の手続きは、茨城県農薬適正使用アドバイザー認定申請書等の提出により行う。  
なお、本実施計画及び認定申請書等については、「いばらき環境にやさしい農業ホームページ」  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/nosan/kankyo/> 又は「病害虫防除所ホームページ」  
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/> よりダウンロード可能とする。  
(1) 農薬適正使用アドバイザー認定申請書等の交付  
認定申請書等の用紙は、茨城県農林水産部農産課から本実施計画とあわせ交付する。  
(2) 認定申請書等の提出  
認定申請書に必要な書類を添えて、茨城県農林水産部農産課生産環境担当あて直接提出するか、または郵送すること。  
(3) 添付書類  
認定申請書には、次の書類を添付すること。  
ア 履歴書  
イ 写真 (最近6ヶ月以内に撮影した正面向き、無帽、縦4cm×横3cmの大きさ)  
ウ 認定に係る情報提供等調書  
エ 農薬取扱業者 (農薬販売者、防除業者) 又は農協営農指導員の在職者にあつては、在職証明書  
(4) 受講・受験費用  
研修に使用するテキストの費用は、研修受講者の実費負担とする。  
使用テキスト:「農薬概説(2007)」日本植物防疫協会発行  
(研修当日に受付時に有償にて頒布。)
- 7 認定申請書の受付期間等  
(1) 受付期間  
平成20年1月4日 (金) から平成20年2月1日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)  
必着とする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

8 認定申請書提出先

水戸市笠原町978番6 (郵便番号310-8555)

茨城県農林水産部農産課生産環境担当

(郵送の場合は、封筒に「農薬適正使用アドバイザー認定申請書在中」と朱書きすること。)

9 受講・受験票の交付

申請書受付後育成研修までに本人あて送付する。

10 認定

(1) 認定者の決定

育成研修の受講状況及び認定試験の成績により認定者を決定する。

(2) 認定者の公表

認定者の氏名を試験実施後30日以内に、茨城県農林水産部農産課及び茨城県病害虫防除所に掲示するとともに、認定者に農薬適正使用アドバイザーの認定証を交付する。

11 研修及び試験についての問い合わせ

研修及び受験についての問い合わせは、茨城県農林水産部農産課生産環境担当(水戸市笠原町978番6, 電話029-301-3931)に行うこと。